

## 朝霞市地域貢献企業育成型一般競争入札実施要綱

令和7年3月14日

要綱第12号

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害等への対応や社会基盤の適正な維持管理の担い手となる市内の建設業者を育成するため、朝霞市事後審査型条件付一般競争入札実施要綱（平成27年朝霞市要綱）（以下「事後審査型入札要綱」という。）第3条第2項の他の契約方法を定めるものとし、地域社会への貢献及び他の模範となる優秀工事の施工実績（以下「地域貢献等」という。）を評価することにより、その取組の一層の拡大を図るため実施する地域貢献企業育成型一般競争入札（以下「地域貢献企業入札」という。）を適正かつ合理的に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(資格要件となる地域貢献等)

第2条 地域貢献企業入札における資格要件は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 朝霞市災害応急復旧に関する覚書に基づく風水害等の復旧災害時において、地域貢献企業育成型入札の公告をした日が属する年度の前年度から起算して5年以内に朝霞市の要請を受けて、災害応急復旧活動等を行った実績を有すること。
- (2) 朝霞市優秀建設工事表彰要綱（令和2年朝霞市要綱）に基づく優秀建設工事（土木工事部門）において、地域貢献企業入札の公告をした日が属する年度の前年度又は前々年度（以下「過去2か年度」という。）に受賞歴を有すること。
- (3) 朝霞市工事成績評定実施要領（平成14年朝霞市要領）に基づき採点された契約金額が500万円以上の建設業法（昭和24年法律第100号）別表第1に掲げる土木一式工事及び舗装工事（以下「土木・舗装工事」という。）において、過去2か年度の工事成績評定で80点以上を3回以上（うち1回以上は85点以上）の実績があること。

(地域貢献企業入札の対象工事)

第3条 地域貢献企業入札により入札を行うことができる対象の工事(建設業法第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。)は、当該工事の予定価格が1,000万円以上7,500万円未満の土木・舗装工事の中から朝霞市工事請負業者等指名委員会規程（昭和44年朝霞市規程第2号）第1条の朝霞市工事請負業者等指名委員会（以下「指名委員会」という。）が選定する。

(入札参加の対象となる建設業者)

第4条 地域貢献企業入札の対象となる建設業者は、朝霞市内に本店又は支店を有し、朝霞市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿に土木一式工事又は舗装工事の登録があるものとする。

(工事の格付及び対象となる建設業者数)

第5条 地域貢献企業入札においては、朝霞市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規則（平成16年朝霞市規則第54号）第8条第1項による格付は、問わないものとし、前条に規定する建設業者が5者以上いない場合は、地域貢献企業入札は行わないものとする。

(事後審査型入札要綱の適用)

第6条 この要綱に定めるもののほか、地域貢献企業入札の実施に関する事項については、事後審査型入札要綱の例による。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、同日以降に公告する入札から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。